



特許料等の減免制度において、最近、申請手続きが緩和されたと聞きましたが、どのように緩和されたのでしょうか。また、手続きに際して注意すべき点があれば教えてください。



(兵庫県 A. I)



1. 特許料等の減免制度

特許料等の減免制度とは、研究開発に力を入れている中小企業等を対象に、審査請求料と特許料（第1年から第10年分）および国際出願に係る調査手数料等の料金が減免される制度です。

減免の対象者は、市町村民税非課税者、法人税非課税法人、研究開発型中小企業、大学、承認TLO、認定TLO等です。

対象者および対象料金に応じて、免除、半額軽減等の措置を受けることができます。

減免申請手続きとしては、原則、審査請求、特許料納付と同時に、必要な証明書（例えば、法人税非課税証明書）を添付した減免申請書を特許庁に提出する必要があります。ただし、研究開発型中小企業の場合には、原則、審査請求、特許料納付の前に、経済産業局等に軽減申請書を提出し、確認書の交付を受けてから、審査請求、特許料納付の手続きを行う必要があります。

2. 手続きの緩和について

この減免措置を受けるための、減免申請手続きの簡素化を目的として、特

許法施行規則等の改正（平成30年4月1日施行）が行われました。

特許料の減免申請に際しては、前記の申請手続きを行う必要がありますが、改正前においては、第4年分から第10年分の特許料を別に納付する場合、その都度、証明書を添付した減免申請書の提出が必要でした。

今回の改正により、減免申請の手続きを一度行えば、それ以降第10年分までの特許料について、減免申請が認められることとなりました。したがって、次回以降の減免申請の手続きを省略することができます。

ただし、第10年分までの減免申請として認められるのは、平成30年4月1日以降に手続きを行った案件です。それ以前に減免を申請していた場合には、再度手続きを行う必要があります。

また、認められる対象は、あくまでも「減免申請の手続きを行った案件」に限られます。ですので、同じ特許権者であっても全ての案件について減免が認められるためには、各案件について、平成30年4月1日以降に、1回は減免申請の手続きを行う必要があります。

3. 注意点

(1) 審査請求料の減免申請との関係

審査請求料の減免申請手続きと特許料等の減免申請手続きは連動していません。そのため、審査請求時に減免申請手続きを行っていた場合であっても、特許料納付時には別途、手続きが必要です。

(2) 特許料納付書における特記事項の記載

減免を受けるためには、特許料納付書の特記事項（【特許料等に関する特記事項】）に記載が必要です。手続きが簡素化された改正後であっても、特許料納付書において特記事項の記載を省略することはできません。

(3) 事後的に減免対象者となった場合

事後的に減免対象者となった場合でも、減免申請を行うことができます。

4. その他

減免申請は、対象者によって必要となる書類（証明書等）が異なる等、複雑な手続きです。特許庁には、問い合わせ窓口が、設けられていますので、初めて申請する際は、特許庁に確認してから手続きされることをお勧めします。